

**研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(案)
に関するパブリックコメントの結果について**

科学技術・学術政策局調査調整課

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(案)」に関し、平成18年12月28日から平成19年1月31日までパブリックコメントを実施したところ、20件の御意見をいただきました。ありがとうございました。

全ての御意見の概要及びそれに対応する文部科学省の考え方は以下の通りです。
今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

意見募集の概要

- 1．期間 平成18年12月28日～平成19年1月31日
- 2．告知方法 文部科学省ホームページ、報道発表
- 3．意見受付方法 郵送、電子メール、FAX

受付意見総数 20件

(他に、パブリックコメント対象部分以外の意見2件)

1. 全体及び冒頭部について

意見の該当箇所：記載なし

意見の概要

今回のガイドライン案における研究費の使用に対する規制の強化、費用対効果に対する評価が完全に抜け落ちていると思います。

研究費の不正使用が摘発されたのは確かですが、不正使用を行っている研究者は非常に僅かであると思います。何か、他の公的な機関と比べて、研究関係のほうが不正の比率が高いというデータがあるのでしょうか？逆に今まで研究者の不正は極めて少なかったために、最近いくつかの例が目立つだけであると思います。（データはありませんが）研究者は、研究・教育の成果を生み出すのが仕事であり、本来事務官ではありません。研究教育のための時間が事務に割かれれば、その分研究教育のレベルは間違いなく下がります。現在の大学における事務官は、数が少なく、個々の研究室の予算のことまで詳しくケアしてくれることは期待できなく、そのため規制の強化は間違いなく研究者の時間を奪うことになります。

仮に、一人の研究費の不正を防ぐために、10000人の研究者の時間が5%無駄に費やされることになれば、500人分の研究費が無駄になるわけです。これは無視してよい数字とは思えません。

さらに、事務の煩雑さを理由に優秀な外国人研究者が日本に来なくなれば、その損失は計り知れません。

また、機関の長に責任を負わせる事で、厳しい監視制度をつくらせるつもりのようなようですが、それこそ日本の科学研究を遅らせる原因になります。機関の長を務めるような研究者は、トップレベルの人たちであり、科学研究の明日をひたすら考えてくれなくてはいけないのです。

不正を防ぐ手段としては、個別の例を厳しく断罪していくに尽きると思います。内部告発はどこでも起きるので、処罰が厳しいとわかれば、意図的な不正をする人はごくわずかです。最近密告ルートもたくさんあるので、今後不正を犯す人が増えるとは思えません。

文部科学省の考え方

研究者の方々が研究費の管理に係る事務処理に携わっている状況は、研究者が研究活動に集中して研究成果を生み出していく上で、また税金により賄われる研究活動についての資金管理の透明性を確保する上で適当ではないと考えます。今回策定するガイドラインは、この認識に基づき、各研究機関に相応しい形でしっかりとした体制整備を行っていただくためのものです。

個別の不正の例を厳しく断罪していくべきとのことですが、この観点からは、既に国においても不正な使用等を行った研究者に対して競争的資金への応募等の資格を2～5年間制限するなどの厳しい措置を講じる仕組みを運用しているところです。今回のガイドラインの策定に至ったのは、研究費の不正な使用が発生しやすい環境を放置したまま不正が発覚した研究者を厳しく罰するのみでは十分とは言えず、不正が起きにくい環境を構築していくことが、研究費の不正な使用を抑止する上で重要であるという考えに基づくものです。なお、一般的に、米国等では研究機関による研究費の管理体制はより整備されており、ガイドラインに沿った整備を研究機関が進めることは、優秀な外国人を招聘する上で、障害になるどころか、むしろ必要なことであると考えます。

また、ガイドラインは、各研究機関を一律の方式に従わせるのではなく、その機関に合った形で体制整備が図られるべきとの考え方の下に策定されており、各機関の自主的な検討の結果、適正な資金管理が費用対効果に優れた方法で講じられることを期待しています。なお、平成19年度政府予算案では、科学研究費補助金において間接経費の拡充を図ることとしており、必要に応じて、研究機関における研究費の適正な管理等にも間接経費を活用していただきたいと考えます。

当省としては、各研究機関が納税者である国民の皆様の理解を得ながら研究を進めていくことが重要と考えます。したがって、研究機関のトップの方々には、優れた研究成果の創出のみならず研究費の適切な管理の面でも、国民に対する説明責任を果たしていただくことが必要であり、そのためにこのガイドラインを役立てていただきたいと考えます。

意見の該当箇所：全体

意見の概要

不正使用問題の解決を実現化するためには、「研究費の不正対策検討会報告書」第3部にまとめられた「単年会計主義に起因する問題改善」「資金制度の弾力性に関する問題改善」「制度の統一化」などの提言をより具体的な方策に焼き直し、それらを早期に推進することが不可欠である。

本来期待する根本的原因への対策ではなく、代わりに第2部(今回のパブリックコメントの対象とされている)に示されているガイドラインを提言されたことは非常に残念である。

まず管理・監視のための仕組みを作ろうというのは、表面的な解決にすぎず、むしろこのような形式上の規制をすることで弊害が生まれるだろうことは想像に難くない。ガイドライン中にも、述べられているとおり「現状では事務職員の専門性は高くない」と聞く。専門性が低い事務職員とそれらのトップに資金運用の権限を与えてしまうと、

- ・最先端の研究を実施するうえでは、時には実績のない業者や物品/役務に対しても(投資的な意味も含めて)発注をすることが不可避となるが、職員にとって、目に見える/実績のある/分かりやすいものしか資金の使用を認めないことが起こりうる。研究には必須のものだが職員がその能力不足のゆえトップに説明が困難なものについては、使用が許可されない風潮が蔓延する。
- ・ルールを厳密化するあまり、供給者にとって手続きが煩雑になってしまう危険が生じる。その結果として、そうした手続きにかかる資金やノウハウの乏しい新規業者の参入が困難になる。また、技術力の豊富なベンチャー企業などが参入しにくくなることは、研究結果に大きな影響を与える。
- ・判断までに無駄な時間を要してしまい、研究に遅れが生じる。また、最悪の場合には使用時期を逃してしまい、研究遂行が不可能になる。

などの多くの弊害を生むことが予想され、その結果、本来の目的である研究の推進が妨げられてしまうのではないだろうか?それこそ、国民の血税の無駄遣いであり、国家として最も恥ずべきことであろう。施策には順序が大事である。国民のことを思い、せっかく打ち出した方策も、順序を誤ると本来期待したものと逆の結果を招いてしまうこともありえる。根本的な原因を見失わず、まずはそれらを排除することこそ、現在顕在化している不正使用を軽減させることにつながるのではないだろうか?本ガイドラインの大幅な見直しを希望する。

文部科学省の考え方

ガイドラインでは、第4節の実施上の留意事項 にあるとおり、物品調達に係るチェックシステムは、不正の防止と研究の円滑で効率的な遂行を両立させるよう配慮することを求めています。これは、研究活動の特性にかんがみ、調達が迅速に行われる必要性も高いと考えたためです。また、第2節では機関内のルールの明確化、職務権限の明確化、事務職員の意識向上等も求めています。これらは研究の円滑な遂行の観点からも、各研究機関として早急に取り組んでいただくべき内容です。当省としては、資金制度に関する改善について真剣に取り組んでまいりますが、各研究機関においてもガイドラインの内容を早期に実施に移していただくことが必要と考えます。

意見の該当箇所：記載なし

意見の概要

ガイドラインに従った大学内でのルール策定に当たっては、大学では具体的にルールを策定することで予定しているが、それが妥当性があるかどうかについて、文部科学省で審査してほしい。事務担当者の多くは会計検査院からの指摘がなされないという担保がなければ、実質的に進めたくないという気持ちが先行し、それが研究活動の萎縮に繋がる面があることは否定できないと思われる。

文部科学省の考え方

研究現場において、ルールの運用が過剰に厳格に行われる結果、研究活動が萎縮したり、逆にルールの軽視を招くことがないよう、ガイドラインの考え方に沿って、研究機関内でルールの整備を進め、その過程で資金制度のルールで不明確な点があれば確認いただきたいと考えます。当省としても、ルールについて積極的な情報提供に努めてまいります。このような過程を通じて、合理的なルールを明確にし、それを遵守する体制を整備することにより、研究活動をより円滑に進めることが可能となると考えます。なお、第7節(2)に記載されているとおり、研究機関における体制整備等の実施状況について報告を当省に提出いただき、当省では、その状況とガイドラインの内容との整合性について確認することとしています。

意見の該当箇所：1ページ6行目

意見の概要

「研究費の不正使用」という用語について、ガイドラインには定義がありませんが、研究費の不正対策検討会報告書の第2節「競争的資金等の不正使用の現状」を参照しますと主に「虚偽の請求によって資金を引き出して、他の目的に流用したり、プールするなど」のこのようです。しかし私は、科学的事実でありそうな根拠が不十分な研究、捏造データを用いた論文などに、重点的に税金が配分されていること自体が詐欺に近い不正で、科学技術の信頼性を根底から脅かすものだと思います。ですから、「科学的に事実であると信じるに足る根拠を、同学科の大学卒業程度の基礎的な知識をもつ者に対して充分納得できるよう明確に説明できない場合、当該研究は社会的責任を果たせていず、不正と見なされ得る」というような1文を入れていただきたいです。

文部科学省の考え方

データの捏造等の研究活動の不正行為は、人々の科学への信頼を脅かすものです。このような問題に対するものとして、平成18年8月、科学技術・学術審議会の研究活動の不正行為に関する特別委員会が「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」をまとめています。詳しくは、以下のウェブサイトをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

意見の該当箇所：全体

意見の概要

所属大学では、完全ではないにしろ、いろいろな不正問題から、資金の使い方の緩和がなされ、事務的にかなり改善されたため、少なくとも不正使用ととられかねないような資金の使い方をするものは、いなくなったと思われます。決まりは、厳しくすれば、少しは、その違反は少なくなるかもしれませんが、それにより、事務的な負担や使いにくさが増すことによって、その資金を有効に使うことへの支障も大きくでてくると思います。不正を許すつもりはないですが、決まりをただ厳しくするというような今回のガイドラインの策定は、不正によって失われた何十倍もの、損失を与えるものになるように感じます。私も税金を使う立場として、ただ、不正なく使えばよいとは思えません。税金を使って、最大限に研究成果を上げることが、一番我々競争資金を得たものの使命とも考えます。ガイドラインの策定により事務量が大幅に増えたとか、研究がやりにくくなった、ということのないようお願い致します。

文部科学省の考え方

言うまでもなく、研究費を適正かつ効率的に使えるようにすることは重要です。

今回のガイドラインは、研究者が研究に専念し、研究費の執行という事務的な部分については研究機関が責任を持って管理していただくという考え方の下に策定されており、決まりをただ厳しくするというものではありません。研究機関として不正防止対応に伴い、ある程度の事務は増加することになりますが、ガイドラインに沿った体制整備を進めていただくことで、結果的に研究者が研究費を適正かつ効率的に使用して研究を進められることにつながると考えます。

意見の該当箇所：全体

意見の概要

本ガイドラインの実施は「資金制度改革」と並行して進められるべきであり、本ガイドラインの実施が先行してはならない。

文部科学省の考え方

当省では、これまでも資金制度の運用上の問題点の把握に努め、繰越明許費制度の活用の促進等の制度改革を進めてきており、さらに今般、実績報告書等の提出期限を延長するなどの改善を行いました。平成18年10月に実施したアンケート調査の結果等を踏まえ、今後とも、資金制度の改善に取り組んでまいります。研究機関としても、税金を原資とする研究費の適切な管理体制の構築と運営は重要な課題であり、ガイドラインの実施について、速やかに検討し、実施に移していただきたいと考えます。

意見の該当箇所：総論

意見の概要

公的資金を活用する開発において予算の適正使用は当然重要なことですが、最近の動きは不必要に厳格に事務的規則を増やすことで研究開発の適正実施を阻害しているように思われます。本来、開発は創造的先端性を持ち、常に不透明感と大きなリスクを伴うもので、事務的規則が行き過ぎると公的資金をただ計画通りに無駄に消化させるだけで、実利の乏しい改良・改善研究に視点が行き、研究者の創造的熱意を損ない引いては我が国の技術力を低下させることにしかならないように強く感じます。ガイドライン策定においては開発研究に携わる研究者の成果を上げるために真に刺激し、形式優先の研究から、創造的開発のための施策へと視点を定め十分に効果のある、適正なものとしていただきたいと思います。

文部科学省の考え方

ガイドラインは、研究者が研究に専念し、研究費の執行という事務的な部分については研究機関が責任を持って管理していただくという考え方の下に策定されており、不必要に厳格な事務的規則を増やすことはガイドラインの趣旨ではありません。

研究に不確定な要素があるのは事実ですが、研究の進展に伴い、当初想定していた計画の変更が必要になった場合は、状況に応じた適切な手続きを行っていただければ変更が可能です。変更等の手続きについても一層の改善を検討してまいります。

意見の該当箇所：記載なし

意見の概要

中小企業が支給を受ける研究費の金額などが比較的小規模に止まるのに、多額な研究費の支給を受け取る大規模な研究機関と全く同じようなチェックシステムを構築するのは企業として負担が重すぎるし、国の立場からの必要性も少ないと考えられます。

従って中小企業に対しては、例外または緩和処置を講じる必要があるのではないかと思います。例えば、国から支給を受ける研究費の年額が 万円程度や件数も 件程度を過ぎるなどの注記でも入れて例外対象を作るようにする。

貴機関の「実施基準（案）」がそのまま法令として通過するようになれば、企業としての管理体制を作りまたそれを監査する部門を作るなどただでさえ人員不足の中遣り繰りをしている企業にとって本来行うべき業務に支障をきたすことは明白であり、また国がお金を支給して行おうとする趣旨から逸脱させるのではないのかと思います。

文部科学省の考え方

ガイドラインの前文では、「研究機関は、その性格や規模において極めて多様であり、管理の具体的な方法について一律の基準を強制することはかえって実務上の非効率を招き、研究機関の研究遂行能力を低下させる危険性が高い。本ガイドラインは、大綱的性格のものであって、具体的にどのような制度を構築するかは、個々の研究機関の判断に委ねられている。・・・小規模な企業、財団法人又はNPO、・・・等、ガイドラインに掲げたすべての項目を実施することが困難な団体については、資金配分機関においてチェックを強化するなどの措置によって代替する場合がある。」としています。税金を原資として研究を実施する以上、国民に対する説明責任を果たすことのできる適正な管理は必要です。したがって小規模な企業についてもガイドラインの対象から除外することは考えておりませんが、上記の資金配分機関による代替措置など、組織の規模等を勘案した具体的な対応については今後検討していきます。

2. 第2節関係について

意見の該当箇所：第2節（1）

意見の概要

競争的資金の使用ルールや手続きに関するルールは、競争的資金の種類によって区々であり、大学として統一的なルールを作成することは非常に難しいのが現状である。

文部科学省所管の競争的資金においても、その種類によって細かい取扱方針は異なっており、他省庁の競争的資金になると、特殊なルールが設けられていたり、作成する書類の様式が決まっていたりするため、統一的なルールの作成は困難であると言わざるを得ない。仮にルールを統一したとすると、もっとも煩雑で取扱が制限された基準に統一せざるを得ず、「使いにくさ」を助長することになるばかりか、業務量の増加から大学全体としての管理コストの増大を生む結果になってしまう。

報告書の第3部において、「各種競争的資金等の制度の統一的取扱」が提言されているように、学内ルールの明確化・統一化については、省庁を跨った国の制度の統一が達成されてからの義務としていただきたい。

文部科学省の考え方

当省では、平成18年10月に実施したアンケート調査の結果等をもとに、制度間のルールの統一に向けて検討を開始しています。また、総合科学技術会議においても、研究資金ワーキンググループが設置され、関係府省の研究費制度間のルールの共通化が検討課題の一つとされているところです。今後、この点については、改善に向けて真剣に取り組んでまいります。

一方、研究機関においても、機関内のルールやその運用が不明確、不統一であったりして、混乱を招いていないかよく検討していただくことが必要であると考えます。

意見の該当箇所：第2節（3）

意見の概要

事務職員の能力も必要だが、意識向上させるための(上下のパワーが働かない)人事配置を政府、大学で整備が必要である。

文部科学省の考え方

第2節（3）の実施上の留意事項の にあるとおり、研究機関において専門性の高い事務職員の育成に配慮したキャリアパスを設計していただきたいと考えます。また、第2節（2）の実施上の留意事項、第4節の実施上の留意事項 等にあるとおり、現場での実質的なチェックが行われる体制が必要であり、実施事項の例等を参考に取り組みを進めていただきたいと考えます。

3. 第3節関係について

意見の該当箇所：第3節

意見の概要

これまで、研究機関によっては特定の取引業者へ公的研究費の預かりが行なわれ、業者にとっては未払いリスクが回避できたと同時に研究者と業者との購買内容のチェックがかけにくい状況があったと思います。今回のガイドライン（案）では、留意事項として「過去に業者に対する未払い問題が生じていないか」という記述はあるものの、業者にとっては未払いリスクの高い研究者と、預かり金ゼロで取引しなければならないという、厳しい現実への対応が十分盛りまれていないという印象を受けます。これは、もっぱらこのガイドラインが研究者コミュニティからの視点でつくられたために起こったものと想起されます。

不正防止計画の策定には、研究機関に研究者の未払いリスクをヘッジさせるくらいのことを書くべきだと思います。納品検収をきちんと行なうこと、研究機関独特の伝票をやめさせ、全国の研究機関に共通の統一伝票を導入させるくらいの思い切った発想を取り入れないと、研究者に研究費の不正使用をさせないようにすることだけに特化した部分最適で全体最適にならない内容にとどまるのではないかと危惧します。

購買プロセスの「見える化」と、納入業者のこともきちんと考えた未払いリスクのヘッジが考えられるべきではないでしょうか。

文部科学省の考え方

ガイドラインの対象となる競争的資金等は、資金配分機関が直接執行する一部のものを除き、研究機関に対する委託費か、研究者に対する補助金であって機関により管理されるものです。ガイドラインに記載しているように、これらの資金の管理については、機関内の職務権限の明確化を図った上で、発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営することを求めており、機関の認める正当な発注者が行う発注については、機関が責任を持つこととなります。具体的な手法については機関の自主性に委ねられていますが、実施事項の例として、研究者の発注権限の範囲を機関の外部に対して明示する、発注様式の電子化、検収センターの設置、納品と同時に請求書を業者から機関事務局に直接送付する、業者の原伝票との照合等を示しており、各機関の責任において適切な体制を構築していただくこととなります。

意見の該当箇所：5ページ、13行目第3節（1）

意見の概要

予算のプラスマイナスゼロ円精算を委託側が要請するのをやめていただくとともに、研究機関が数百円、数千円の返納を委託先に容易にできるようなガイドラインおよびシステム作りをお願いしたいと思います。

文部科学省の考え方

研究費に余剰が出た場合に、残額をゼロにするように委託側から要請することはありません。今後とも、この方針について徹底を図るとともに、返納等の手続についてもより負担の少ないものとなるよう努めてまいります。

意見の該当箇所：第3節(2)、第6節

(実施事項の例 第3節(2)、第4節、第6節)

意見の概要

”不正防止計画推進部署”等の専門組織の設置については、研究機関の規模や研究内容に即した実効性のある対策を講じていることが明かである場合には、専任者や部署の設置は必ずしも必要としないこととして頂きたい。

上記に関連して、研究費の金額や研究機関の規模(社員数等)に応じたランク分けを行い、ランクごとに監査実施項目数を設定することもご検討いただきたい。たとえば、1プロジェクトのみの小額の受託研究において、新組織設置のための専門人材の雇用や財務管理システムの導入等に係るコスト負担は現実的ではありませんし、かえって間接費の増加を招くことになります。

文部科学省の考え方

第3節(2)の実施上の留意事項の では、防止計画推進部署について、「機関の規模によっては既存の部署を充て、又は既存の部署の職員が兼務することとしても差し支えない。」としており、内部監査部門についても同様に、機関の規模等を勘案し、実施事項の例の第6節 において、財政上の制約から独立した専属の内部監査部門を設置することが困難な場合についての対応方策の例を示しています。このように、専任者や部署の新設を必須としているものではなく、組織の規模に応じて、必要な役割を果たす者や部署を組織内で特定し、その役割が十分機能する体制を構築していただきたいと考えます。

また、ランク分けを行っていないのは、前文にあるように、「具体的にどのような制度を構築するかは、個々の研究機関の判断に委ね」ており、「それぞれの研究機関にふさわしい、より現実的で実効性のある制度を構築」していただきたいとの考えに基づくものです。適切な管理や監査の形態を検討するに当たっては、研究費の金額や研究機関の規模以外にも、研究分野や、研究施設・キャンパスの立地状況等の様々な要素を考慮する必要があると考えます。これらの様々な場合に応じた監査業務を見積もり、包括的にガイドラインとして提示することは困難であり、一律の基準を設定せず実態に即した体制を整備していただくことが適当であると考えます。

意見の該当箇所：第3節

意見の概要

中小企業等の小規模の研究開発実施機関において「防止計画推進実施部署」を新たに設置するような人的余裕はない場合が想定される。不正時の罰則規定を設けるのであれば、研究者間での相互監視もしくは物品等の購入に際してはかならず複数の研究者が関与することで十分ではないのか。

文部科学省の考え方

第3節(2)の実施上の留意事項の では、防止計画推進部署について、「機関の規模によっては既存の部署を充て、又は既存の部署の職員が兼務することとしても差し支えない。」としており、新設を必須としているものではありません。なお、不正防止計画は、不正を発生させる要因の把握、整理、評価を行い、その結果得られた体制上の問題点等に対応するために策定する計画です。一般的には、小規模な組織であれば、大規模な組織と比較して目も行き届き易いと考えられることから、要因の把握や対応計画の策定は、兼務で対応できる場合も多いと考えます。

一方、個々の物品等の購入行為等に対するチェックに関しては、第4節の全機関に実施を要請する事項の に、「当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する」とされているように、研究者間の相互監視等が不正を抑止する上で有効に機能する状況にあり、十分な牽制機能を持つ場合には、そのような方法によることも差し支えないと考えます。

4. 第4節関係について

意見の該当箇所：第4節の1～2行目「業者との癒着の発生を防止する」

意見の概要

研究者と特定の業者の癒着が、第1部、第2節(2)でも事例が指摘されているような不正の温床となることは事実である。しかし、「癒着」の判定基準や防止策の設定には十分な注意が必要と思われる。例えば、「癒着」の判定基準を、一定の業者への「発注の集中」などの事象のみに帰した場合、研究者の経済・時間的利得や都合などに便宜をはかるといった不正実行への防止を強化するあまり、当該業者が経験などにより技術成熟しており、効率的に研究を遂行するための発注先として妥当である場合においても、当該業者への連続発注が全く閉ざされる事態にならぬよう、両者の判別が公正に出来るようなシステムとして頂きたい。

文部科学省の考え方

第4節の全機関に実施を要請する事項の では、「発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する。」としています。癒着による不正の発生を抑止するためのチェック体制を構築することを求めています。しかしながら、「発注の集中」という外形的な現象のみを捉えて、それを一律に禁じるというような対応は求めています。一般的にある特定業者に発注が集中していることには注視するべきと考えます。しかしながら、研究機関の規定等に基づいて業者に発注を行っていて、研究費の適正な執行と研究の円滑な遂行の観点等から見て妥当であると判断される場合には、差し支えないと考えます。

意見の該当箇所：第4節

意見の概要

研究開発が当初の実施計画通りに進行することはありません。もし、そのようなものがあるとなれば改良研究・改善研究の類のものであり、真の研究開発ではないことが多い。研究内容を熟知しない事務方が管理を行おうとする場合、予算の計画通りの使用や出張の消化で判断されることになり、研究開発の実施状況に応じて研究者の創造力を生かした研究を阻害することになる。

一定レベルの管理は適正使用の観点から必要とは考えるが、研究開発の尤度をなくし、ひいては税金を無駄に使用するような研究開発体制とするような指導には反対である。

適正管理には開発の進捗状況報告会議や報告書伝達を一定期間毎に関係者間で行うことで十分ではないのか。

文部科学省の考え方

全機関に実施を要請する事項の では、「予算の執行状況を検証し、実態と合ったものとなっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。」としています。これは、研究の進捗状況の「実態」と予算の執行状況を照合することにより、購入物品の支払処理が年度末まで滞ったりすること

はないか、または研究の進捗が遅れたため、予算を年度末に使い残し、それを各資金制度で定められた正規の手続きを行わずに、業者に預り金などで処理させたりすることにつながらないか、といった確認を行うことを求めているものです。したがって、研究目的の達成に優先して、当初計画どおりに予算を執行することを求めているものではありません。

5 . 第 5 節関係について

意見の該当箇所：第 5 節

意見の概要

通報者の保護や、誹謗中傷等から非告発者を保護などの配慮は挙げられていますが、人権配慮、通報し難い環境への対策と同時に、通報制度を悪用した偽装通報の排除への対策も盛り込んで頂きたいと存じます。非告発者や機関の信頼失墜などを主たる目的とした故意の偽装通報などにはペナルティを課すなどの自浄的制度を設けていただきたく思います。

文部科学省の考え方

第 5 節の留意事項 では、「誹謗中傷等からの被告発者を保護する方策を講じる」としています。信用失墜を目的とする虚偽の通報は上記の留意事項に含まれるものであり、虚偽の通報に対するペナルティなどについても、被告発者の保護方策の一環として、機関において検討の上、必要に応じて整備していただければと考えます。

6. 第6節関係について

意見の該当箇所：第6節

意見の概要

防止計画推進部署と内部監査部門が別組織という表現になっているが、防止計画推進部署と内部監査部門との役割がわかりにくいように思われる。

また、単科大学にとって、経理事務を行う部署のほかに新たに2つの監査部署を置くことは、規模的にも困難である。

大学の実状に応じて防止計画の推進、監視を行う体制が構築できる表現に改めていただきたい。

文部科学省の考え方

防止計画推進部署とは、研究費の管理等を実際に遂行する関係部署との協力により、不正を発生させる要因を調査等により把握し、具体的な不正防止対応計画を策定し、計画の実現・推進のための調整等を自ら行うという、いわば経営企画的な機能を有する部署または者です。

一方、内部監査部門とは、財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証を行う役割を持ちます。この体制の不備の検証とは、自ら不正防止対応計画の策定や推進を主導するという立場ではなく、体制が有効に機能しているかを客観的な立場から検証するものです。

客観的な検証を行うため、内部監査部門は防止計画推進部署と別の部署とすることが望ましいのですが、実施事項の例（第6節 等）にあるように、機関の規模によっては、両者を兼務する場合もあります。また、両部署とも、研究機関の規模に応じて、担当部署ではなく担当者としていたり、既存の部署を充て、又は既存の部署の職員が兼務したりしても差し支えないこととしています。それぞれの機関の規模等に応じた形で、適切な体制の構築が図られるよう検討いただきたいと考えます。

意見の該当箇所：第6節

意見の概要

中小企業等の小規模な研究開発実施機関において専門の監査部門をおくような人的余裕はない場合が想定される。

文部科学省の考え方

実施事項の例の第6節 では、財政上の制約から独立した専属の内部監査部門を設置することが困難な場合についての対応方策の例を示しています。専門の監査部門は必置としているものではなく、組織の規模に応じて、必要な役割を果たす者や部署を組織内で特定し、その役割が機能する体制を構築していただきたいと考えます。

7. その他

意見の該当箇所：記載なし

意見の概要

「研究者個人(又は研究グループ)に補助される科研費補助金を研究機関が管理することとする制度」そのものが、補助金適正化法上疑義があると考えます。したがって、競争的資金のうち、研究機関に交付される資金は当然研究機関に管理責任が生じますが、個人等に交付される資金について研究機関に管理責任を持たせることには問題があると考えます。

文部科学省の考え方

科学研究費補助金(科研費)は国民の税金を原資とするものであり、効率的で無駄のない適切な執行が求められており、不適正経理等を未然に防ぐためにも研究機関による経費管理の必要があります。

科研費制度においては、応募資格の要件の一つに研究機関に係る要件があり、「補助金が交付された場合に、機関として補助金の管理を行うこと」を条件として応募をいただいています。

また、当該研究者の所属する研究機関には、「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等(研究機関使用ルール)」により、研究者に代わって補助金の管理を行うことを義務付け、文書による同意確認を行った上で、科研費を交付することとしています。

なお、補助金適正化法との関係では、科研費の交付を受けた研究者が補助金適正化法の規定により従うべき「補助条件」で、「研究者は所属する研究機関に補助金の管理を行わせるとともに、補助条件に定める諸手続きを当該研究機関を通じて行わなければならない」としていますので、ご指摘のような問題が生じることはありません。